

国庫補助制度に係る計画認定申請について

令和 5 年度
地域内フィーダー系統に係る計画変更

令和 5 年 6 月 1 9 日

飯能市地域公共交通対策協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会
住 所 埼玉県飯能市大字双柳 1-1
代表者氏名 会長 飯能市長 新 井 重 治

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 4 年 9 月 28 日付け国総地第 46 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日 令和 5 年 9 月 1 日
- 変更箇所 別紙のとおり
- 変更理由 飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画に記載した各系統について、令和 5 年 9 月 1 日から当該計画の適用が開始されるにあたり、当該系統について新たに地域内フィーダー系統の対象系統として設定し、かつ車両減価償却費等補助を活用するため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

変更概要

	変更前	変更後
補助対象路線(運送予定者)	①精明東系統(西武ハイヤー株) ②精明西系統(同上) ③加治系統(同上)	①精明東系統(西武ハイヤー株) ②精明西系統(同上) ③加治系統(同上) <u>④飯能駅系統(国際興業株)</u> <u>⑤原市場地区行政センター系統(同上)</u> <u>⑥新寺系統(同上)</u> <u>⑦小学校便(同上)</u> <u>⑧南高麗地区行政センター系統(同上)</u>
車両減価償却費等補助の活用	なし	<u>あり</u>

変更箇所	内容
地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)に関する記載箇所一覧表 項目 1~4	令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次飯能市地域公共交通計画」における記載箇所に変更した。
地域公共交通計画別紙 項目 1	令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次飯能市地域公共交通計画」における記載箇所に変更した。 飯能市乗合ワゴン原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区について追記した。
同 項目 2(1)	令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次飯能市地域公共交通計画」における参照箇所に変更した。 飯能市乗合ワゴン原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区について追記した。
同 項目 2(2)	飯能市乗合ワゴン原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区について追記した。
同 項目 3	令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次飯能市地域公共交通計画」における参照箇所に変更した。 飯能市乗合ワゴン原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区について追記した。
同 項目 5	飯能市乗合ワゴン原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区について追記した。
同 項目 6	項目 2 の目標・効果の評価手法及び測定方法について修正した。
同 項目 11	車両減価償却費等補助の活用により、車両取得に係る目的・必要性を追記した。
同 項目 12	車両減価償却費等補助の活用により、車両の取得に係る定量的な目標・効果を追記した。
同 項目 13	車両減価償却費等補助の活用により、車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額について追記した。
同 項目 18	協議会の開催状況と主な議論について追記した。
同 項目 19	利用者等の意見の反映状況について追記した。
同 表 1	国際興業株の 5 系統について追記した。
同 表 5	「飯能市地域公共交通計画」を「第 2 次飯能市地域公共交通計画」に変更し、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画」について追記した。
同 表 6	車両減価償却費等補助の活用により、新たに追加した。
同 添付資料	飯能市乗合ワゴン原市場各系統、南高麗各系統に関する「路線図」、「時刻表」及び運行日数の算定資料について追加した。

飯能市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
飯能市地域公共交通計画 78-1 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
飯能市地域公共交通計画 78-2 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
飯能市地域公共交通計画 78-2 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
飯能市地域公共交通計画 別紙 1 ページ～2 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

【各路線の位置づけ・役割・維持確保のための施策】

位置づけ	路線	役割	維持確保のための施策
軸の路線	各鉄道路線 ・西武池袋線 ・西武秩父線 ・JR八高線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	路線バス ・国際興業バス名栗本線 ・国際興業バス西武飯能日高線 ・国際興業バス双柳循環線 ・西武バス美杉台線 ・メツァ直通線 (3社共同運行)	飯能駅を発着地として、市内の各拠点を連絡する。	
支線路線	路線バス ・国際興業バス中沢線 ・国際興業バス中藤線 ・国際興業バス間野黒指線	市内各地域を運行し、軸の路線や地域拠点に接続する。	地域旅客運送サービス継続事業 として路線の最適化を行う。
	路線バス ・その他の路線		交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保する。
	飯能市乗合ワゴン ・精明東系統、精明西系統、加治系統		公共交通空白地の解消のため端末交通として、地域公共交通確保維持改善補助金（ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。

1 支線となる路線バスの最適化

以下の路線については、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた上で、路線の最適化を行う。また、地域内フィーダー系統として位置づける。

実施区域	対象路線
原市場（中藤・中沢）地区	・国際興業バス 中沢線 ・国際興業バス 中藤線
南高麗地区	・国際興業バス 間野黒指線

2 飯能市乗合ワゴンの維持確保

(1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始した。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものである。主に運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として確保維持していく必要がある。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

(2) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

①事業の概要

実施区域	対象路線	車両
精明地区	・ 飯能市乗合ワゴン 精明西系統 ・ 飯能市乗合ワゴン 精明東系統	10人乗りワゴン
加治地区	・ 飯能市乗合ワゴン 加治系統	

②実施主体

- ・ 西武ハイヤー株式会社

※詳細は別紙「地域公共交通確保維持事業の詳細」を参照のこと

別 紙 地域公共交通確保維持事業の詳細

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細	
(1) 事業の内容	
・運行区域	精明地区及び加治地区 起点・終点：東飯能駅東口ロータリー（飯能市東町1番5号）
・運行日	週3回（月曜日、水曜日、金曜日）
・運行系統	3系統（精明西系統、精明東系統、加治系統）
・運行時間帯	8時台～16時台
・運行便数	8便/日 精明西、精明東 各2便 加治系統4便
・運賃	1乗車につき一律運賃（乗車距離は関係なし） （1）大人運賃（中学生以上）・・・ 200円 （2）小児運賃（小学生以下）・・・ 100円 （3）未就学児・・・ 無料
・割引制度	（1）障害者等・・・ 半額
・車両	10人乗りワゴン車両 1台（市から貸与）
(2) 実施主体	
西武ハイヤー株式会社 （所在地：埼玉県所沢市久米546-1 代表取締役：刈屋 輝彦）	
2. 補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法	
(1) 事業の目標	
【令和4年度～令和6年度】（毎年度）	
・1便当たり平均利用者数（全系統合計）：	<u>5人以上</u>
・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：	<u>20%以上</u>
（飯能市地域公共交通計画 P76 参照）	
(2) 事業の効果	
飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。	
(3) 評価手法・測定方法	
利用実績の集計により行う。	

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市) (飯能市地域公共交通計画 P84 参照)</p> <p>②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P85、P86 参照)</p> <p>③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P89 参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
(1) 費用の総額
5, 357千円
(2) 負担者、負担額
飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行に係る経費についてその全額（見積額）を補助し、当該年度末に精算するとともに、運行収入及び国庫補助金（経常収入）と同じ額を市に返還することとしている。

第2次飯能市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
第2次飯能市地域公共交通計画 49 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
第2次飯能市地域公共交通計画 51～52 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
第2次飯能市地域公共交通計画 51～52 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
第2次飯能市地域公共交通計画 66～67 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

7.2 既存路線の役割の整理

既存路線の役割について以下に示します。

表 7-1 各交通路線の位置づけ・役割・維持確保について

位置づけ	系統等	維持・確保施策
広域幹線	役割：都市拠点から市外への広域交通を担う。	
	○各鉄道路線 ・西武池袋線 ・西武秩父線 ・JR 八高線	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
地域幹線	役割：飯能駅を発着地として、市内の各拠点を連絡する。	
	○国際興業バス（名栗本線） ・湯の沢線（飯 01、01-2） ・名栗車庫線（飯 02、02-2） ・名郷線（飯 03、03-2） ・上赤沢線（飯 06）	・市と交通事業者との協定に基づき、該当系統について市の補助金等により維持確保する。このうち名郷線、湯の沢線については、地域公共交通確保維持改善補助金（ 幹線補助 ）をあわせて活用する。 ・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保するとともに、路線の最適化により持続可能な運行を目指す。
	○国際興業バス（その他幹線） ・西武飯能日高線（飯 07） ・双柳循環線（飯 15、飯 15-2）	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	○西武バス ・美杉台線	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	○3社共同 ・メツァ直通線	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
支線	役割：市内各地域を運行し、広域幹線、地域幹線（地域拠点）に接続する。	
	○国際興業バス※ ・中沢線（飯 04）	・地域旅客運送サービス継続事業として路線の最適化を行う。
	○飯能市乗合ワゴン※ ・原市場地区行政センター系統（原市場 01） ・新寺系統（原市場 02）	・地域公共交通確保維持改善補助金（ フィーダー補助 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。
	○飯能市乗合ワゴン※ ・小学校系統（南高麗 01） ・南高麗地区行政センター系統（南高麗 02）	・地域旅客運送サービス継続事業として路線の最適化を行う。 ・地域公共交通確保維持改善補助金（ フィーダー補助 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。
	○飯能市乗合ワゴン※ ・苅生系統（南高麗 03）	・交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保する。
	○飯能市乗合ワゴン ・精明東系統 ・精明西系統 ・加治系統	・地域公共交通確保維持改善補助金（ フィーダー補助 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。 ・道路開通等による路線の見直しを検討する。
	○自家用有償旅客運送 ・奥武蔵らくらく交通（区域運行）	・NPO 法人と連携した取組により、持続可能な運行を目指す。
	○路線バス ・その他の系統	・交通事業者及び沿線の他自治体と連携した取組により一定以上の需要を確保する。

※令和 5 年 9 月から本格運行移行予定

(3) 地域内フィーダー系統の維持・確保：地域公共交通確保維持事業の必要性

1) 精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

表 7-4 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	実施主体	運行事業者	車両
精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)	10人乗りワゴン
精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)	10人乗りワゴン
加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)	10人乗りワゴン

※詳細は別紙「地域公共交通確保維持事業の詳細」を参照のこと

2) 原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

表 7-5 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	実施主体	運行事業者	車両
中沢線（飯 04）	飯能駅	新寺	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)	大型車両
原市場地区行政センター系統 （原市場 01）	原市場地区行政センター	新寺	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)	14 人乗りワゴン
新寺系統 （原市場 02）	新寺	堂西	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)	14 人乗りワゴン
小学校系統 （南高麗 01）	東飯能駅 （駅前広場）	南高麗小学校	間野黒指	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)	14 人乗りワゴン
南高麗地区行政センター系統 （南高麗 02）	東飯能駅 （駅前広場）	南高麗地区行政センター	間野黒指	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)	14 人乗りワゴン

8.3 目標指標

それぞれの基本目標に対して達成状況を評価するための評価指標を設定します。また、各指標の算出方法等を次頁に示します。

表 8-1 基本目標に対する目標指標

	指標	基準値 R4年(2022年)	目標 R9年(2027年)
基本目標1： みんなでまもり、 育てる公共交通	指標 1-1 実車走行距離あたり利用者数 (市内全路線)	1.62人/km (※R3年数値)	基準値以上
	指標 1-2 実車走行距離あたり利用者数 (地域幹線)	1.77人/km (※R3年数値)	基準値以上
基本目標2： みんなが使いやすい 公共交通	指標 2-1 将来(10年後)の外出に不安を 感じる人の割合	63%	63%未満
	指標 2-2 路線バスを年間1回以上利用 した割合	34%	40%以上
基本目標3： みんなで作る 公共交通	指標 3-1 飯能市乗合ワゴン(精明地区・ 加治地区)の収支率	15.0%	20.0%
	指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合	65.2%	現状維持

※公共交通利便地域とは、1時間に1本以上飯能駅方面に運行している路線のバス停から300m、鉄道駅から800mに含まれる地域のことを示します。

表 8-2 各目標指標の算出方法等

指標 1-1、指標 1-2	実車走行距離あたり利用者数（市内全路線・地域幹線）
算出方法	市内を運行する交通事業者から利用者数のデータを入手し、算出します。 ※路線運行をしているスクールバス系統も算出対象とします。
算出頻度	毎年度
指標 2-1	将来（10年後）の外出に不安を感じる人の割合
指標 2-2	路線バスを年間1回以上利用した割合
算出方法	市民アンケート調査により取得します。
算出頻度	次回計画改訂時
指標 3-1	飯能市乗合ワゴン（精明地区・加治地区）の収支率
算出方法	運行事業者からデータを入手し、算出します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">算出式</div> $\text{収支率} = \text{経常収入} / \text{経常経費}$ 経常収入：運送収入、その他収入 ※公費補助を除く 経常経費：人件費、燃料油脂費等の運行に係る経費
算出頻度	毎年度
指標 3-2	公共交通利便地域の人口割合
算出方法	国勢調査の人口メッシュデータを使用し、算出します。
算出頻度	随時（指標数値に変化があった場合）

令和4年6月23日

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>飯能市の公共交通ネットワークの状況は、飯能駅を中心に路線バスが運行され、路線バスのない地区の交通手段としては鉄道があるなど、公共交通インフラは比較的充実している。バス路線は飯能駅を起点として放射状に形成され、とりわけ東飯能駅を經由し、名栗地区方面に延びるバス路線（国際興業バス名郷線ほか）については、市内の軸となる路線として、名栗地区等の山間地域をはじめ沿線住民の移動手段として機能している。</p> <p>一方で、バス路線等のない公共交通空白地については、端末交通手段の確保が必要であり、その一環として市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において「飯能市乗合ワゴン」の運行を開始した。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものである。主に運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として確保維持していく必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明東・精明西・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 便当たり平均利用者数（全系統合計）：<u>5人以上</u> ・ 収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：<u>20%以上</u> <p>（飯能市地域公共交通計画別紙 P1～P2 参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<p>①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市) (飯能市地域公共交通計画 P84 参照)</p> <p>②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P85、P86 参照)</p> <p>③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P89 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用実績の集計により行う。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 埼玉県飯能市双柳 1-1

（所 属） 飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名） 井戸入 大輝

（電 話） 042-973-2111（内線 617）

（e-mail） kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和4年6月23日

令和5年6月19日変更

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>○精明地区、加治地区 第2次飯能市地域公共交通計画 51頁のとおり</p> <p>○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区 第2次飯能市地域公共交通計画 52頁のとおり</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>○精明地区、加治地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1便当たり平均利用者数（全系統合計）：<u>5人以上</u> ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：<u>20%以上</u> （第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照） <p>○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり
(2) 事業の効果
<p>○精明地区、加治地区</p> <p>飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。</p> <p>○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

(実施主体：市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。

(実施主体：市、地域、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。

(実施主体：地域、市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用(4,993千円)から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

○原市場(中藤・中沢)地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画(中藤・中沢地区) 2頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画(南高麗地区) 2頁のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区 当該システムは、現在実証運行中であり、ワゴン車両2台と予備車両1台で運行している。予備車両1台については老朽化が進んでおり、今後、より持続的、安定的に運行サービスを提供していく上で、車両1台を導入する必要がある。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>（1）事業の目標 老朽化が進む車両の代替として新たに1台導入し、3台での運行体制を確保する。</p>
<p>（2）事業の効果 当該地区における持続的、安定的に運行サービスの提供に寄与する。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する原市場01系統、原市場02系統、南高麗01系統及び南高麗02系統の車両の取得について、購入費用予定額10,833千円のうち、飯能市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>（1）事業の目標 該当なし</p>
<p>（2）事業の効果 該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p>

- ・令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。
- ・令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。
- ・令和5年5月31日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。
- ・令和5年6月19日（第24回協議会）において、当計画別紙の変更案について審議、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

○原市場地区、南高麗地区

国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県飯能市双柳1-1

（所 属）飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名）井戸入 大輝

（電 話）042-973-2111（内線617）

（e-mail）kotsu@city.hanno.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

国際興業（株）が運行するコミュニティバスは、国の地域旅客運送サービス継続事業を活用して、バス路線中藤・中沢線及び間野黒指線の路線最適化を目的に、令和4年9月から実証運行を開始しています。

西武ハイヤー（株）が運行するコミュニティバスは、公共交通の不十分な地域のおでかけの足を確保することを目的に、加治地区と精明地区で一体的に運行しています。令和3年3月からの実証運行を経て、令和4年1月24日から「おでかけむーま号」として本格運行を始めました。月曜日・水曜日・金曜日の週3日（祝日と年末年始を除く）で運行しており、1か月あたりの乗車人数は約400人前後、1便あたりの利用者数は約3～4人となっており、1便あたり5人の乗車、収支率20%を目標としています。おでかけむーま号は「みんなで乗って育てよう」を合言葉としており、地域住民が積極的に利用するとともに、今後も持続可能な移動手段としていくため、地域、運行事業者、市が連携しながら運行の改善を検討していきます。



図 4-18 おでかけむーま号の車両



図 4-19 おでかけむーま号（精明・加治地区）の利用者数

8.2 各施策の取組内容

8.2.1 基本目標1に関する取組



基本目標1に関する取組について以降に示します。

基本目標1 みんなでまもり、育てる公共交通 ～利用促進・意識啓発・担い手支援～

公共交通を積極的に使ってもらい、残していくための事業を展開する

基本目標1 みんなでまもり、育てる公共交通 ～利用促進・意識啓発・担い手支援～

施策1 地域主体の利用促進事業

<p>現状と課題</p>	<p>【現状】 お散歩マーケットを代表する各種エコツアー、わくわく名栗クラブによる川遊び体験、路線バス途中下車の旅の会による各事業をはじめ、多くの利用促進事業が実施されています。</p> <p>【課題】 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の開催が難しい状況となっていますが、今後予想されるさらなる人口減少や少子化を踏まえ、引き続き地域主体の公共交通の利用促進事業の展開が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> △お散歩マーケット △わくわく名栗クラブ川遊びイベント </p>																		
<p>取組内容</p>	<p>①地域団体による利用促進 路線バスをはじめとした公共交通の利用促進を目的として、公共交通を使ったイベントやスタンプラリー等を実施します。 （実施主体） 地域、市、交通事業者</p> <p>②エコツアーなど観光施策による利用促進 飯能エコツアーなどを通して環境にやさしいバス利用を促進するとともに、観光イベントによる鉄道や路線バスの利用促進など観光施策と連携した公共交通の利用促進を実施します。 （実施主体） 地域、市、交通事業者</p>																		
<p>実施期間</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>●</td> <td colspan="4">→</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>●</td> <td colspan="4">→</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R6	R7	R8	R9	①	●	→				②	●	→			
	R5	R6	R7	R8	R9														
①	●	→																	
②	●	→																	

施策3 市主体のモビリティ・マネジメント

【現状】
 市では、公共交通を身近に感じてもらえるための「バスの乗り方教室」や、市内事業者を巻き込んでマイカーに依存したライフスタイルの見直しを目指す「ノーマイカーデー」など、公共交通の利用促進を目的として様々な事業を展開しています。
 また、バス路線をはじめ市内の公共交通をわかりやすく見せるため「飯能市バスルートマップ」を配布し、飯能駅北口にはバスで行ける観光スポットを紹介した「バス観光案内図」を設置しています。

【課題】
 公共交通の利用者が減少する中、路線の維持確保のため、引き続き公共交通の重要性について広く理解してもらい、バス路線沿線の地域に対してはマイバス意識を醸成するための取組を行う必要があります。
 また、現在の飯能市バスルートマップなどを更新しながら、普段路線バスを使わない人や初めて来訪する人にとって行き先や乗り場などが分かりやすい運行情報の提供や利用促進に向けた市民意識醸成が必要です。




△ノーマイカーデーの実施 △飯能市バスルートマップの配布

取組内容

①公共交通を理解してもらおう取組の実施
 公共交通を身近に感じてもらい、乗りたくなるような事業を継続して実施するとともに、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、厳しい状況に置かれている公共交通事業者の現状などを知ってもらう事業を実施します。また、市民を対象とした「出前講座」など公共交通や地域の移動手段についての勉強会を実施します。
 （実施主体）市、地域、交通事業者

②わかりやすい情報発信
 公共交通マップの配布などにより、市民や観光客が市内路線バスなどを利用しやすいよう引き続きわかりやすい公共交通を目指した取組を実施します。
 （実施主体）市、交通事業者

	R5	R6	R7	R8	R9
実施期間	① 随時実施	→			
	② 随時実施	→			

3 地方公共団体による支援の内容

市が運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を予算の範囲内で補助する。
補助方法は、協議により決定する。

4 実施予定期間

令和5年9月1日 ～ 令和9年3月31日

5 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(1) 実施年度 令和5年度（※R5.9.1～R6.3.31 7か月分）

項目	総事業費		調達方法	
	18,186 千円	内訳	調達主体	内容
全系統		2,728 千円	国際興業(株)	運行収入等
		13,972 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
	1,486 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

(2) 実施年度 令和6年度～令和8年度（1年分）

項目	総事業費		調達方法	
	31,176 千円	内訳	調達主体	内容
全系統		4,676 千円	国際興業(株)	運行収入等
		20,298 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
	6,202 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

6 事業の効果

目標指標	事業の効果	関連する第2次飯能市地域公共交通計画の目標指標
・1便あたりの利用者数 3人以上	持続可能な運行につながり、地域住民の移動手段が確保される。	<p>指標 2-1 将来（10年後）の外出に不安を感じる人の割合</p> <p>指標 2-2 路線バスを年間1回以上利用した割合</p> <p>指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合</p>

7 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

第2次飯能市地域公共交通計画（令和5年3月策定）

- ・基本目標1 施策3 市主体のモビリティ・マネジメント（56頁）
- ・基本目標2 施策1 利用しやすい待合環境の整備と情報発信（59頁）
- ・基本目標2 施策2 乗継環境と道路環境の整備（60頁）

8 その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

地域住民の需要、安全・安定運行の必要性等により、運行経路、時刻表、運賃等の運行内容について変更を検討する。

3 地方公共団体による支援の内容

市が運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を予算の範囲内で補助する。
補助方法は、協議により決定する。

4 実施予定期間

令和5年9月1日 ～ 令和9年3月31日

5 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(1) 実施年度 令和5年度（※R5.9.1～R6.3.31 7か月分）

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内容
全系統	7,887千円	789千円	国際興業(株)	運行収入等
		6,357千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		741千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

(2) 実施年度 令和6年度～令和8年度（1年分）

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内容
全系統	13,520千円	1,352千円	国際興業(株)	運行収入等
		9,289千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		2,879千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

6 事業の効果

目標指標	事業の効果	関連する第2次飯能市地域公共交通計画の目標指標
・1便あたりの利用者数 3人以上	持続可能な運行につながり、地域住民の移動手段が確保される。	指標 2-1 将来（10年後）の外出に不安を感じる人の割合 指標 2-2 路線バスを年間1回以上利用した割合 指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合

7 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

第2次飯能市地域公共交通計画（令和5年3月策定）

- ・基本目標1 施策3 市主体のモビリティ・マネジメント（56頁）
- ・基本目標2 施策1 利用しやすい待合環境の整備と情報発信（59頁）
- ・基本目標2 施策2 乗継環境と道路環境の整備（60頁）

8 その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

- ・地域住民の需要、安全・安定運行の必要性等により、運行経路、時刻表、運賃等の運行内容について変更を検討する。
- ・本事業の対象外であるが、同地区において同車両により苅生便（東飯能駅西口～苅生自治会館）を運行する。

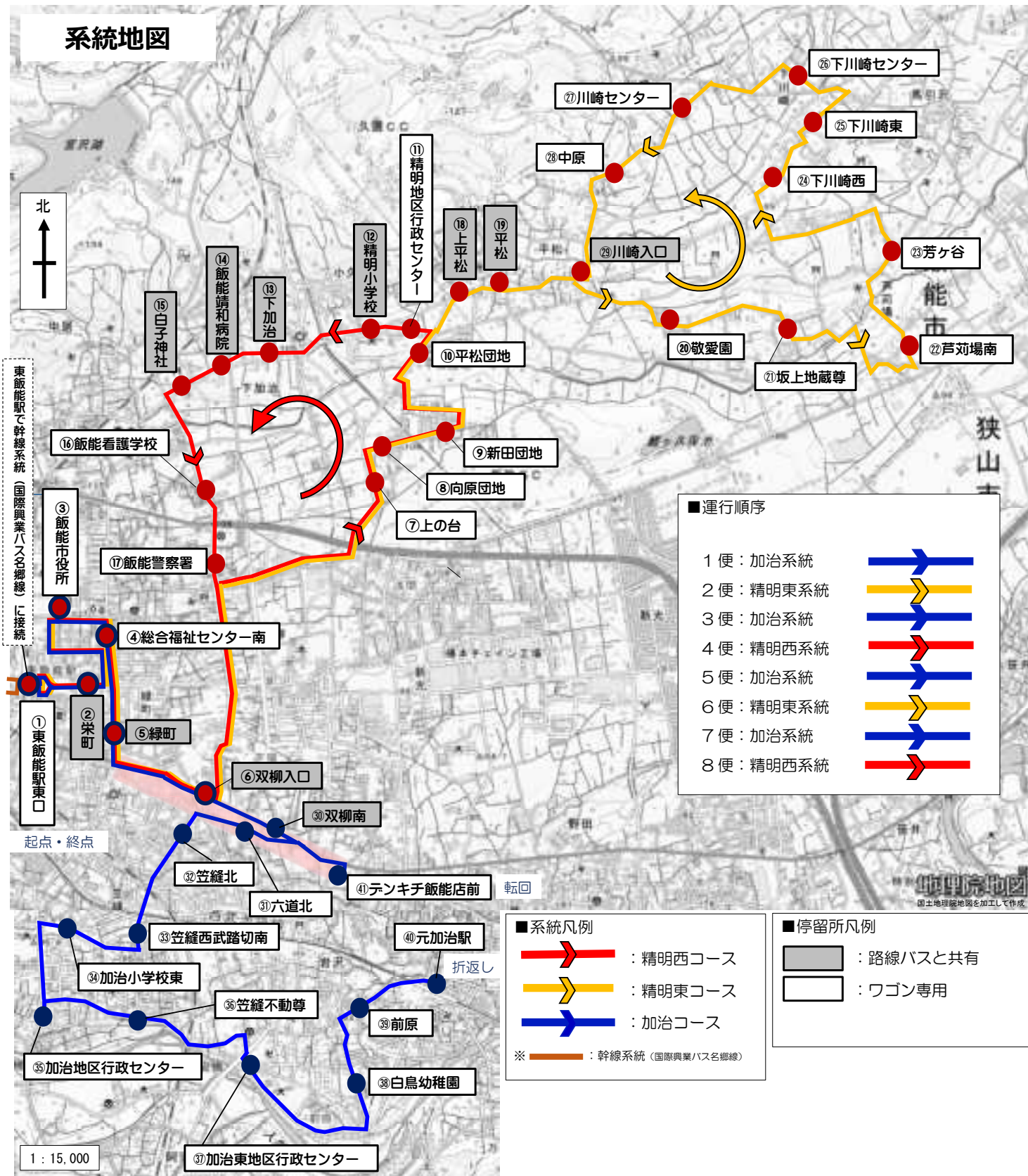
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	往 18.0km 循環	146日	292回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	往 10.8km 循環	146日	292回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	往 16.0km 循環	146日	584回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

系統地図



■フリー降車制度

乗車は停留所で行い、降車は運行ルート内の希望の場所のできる「フリー降車制度」を採用する。ただし、以下の場所は適用外とする。

- ・国道299号上（地図中 で表記）
- ・法定の駐停車禁止場所
- ・その他、他の車両の通行を妨げるような狭い場所、カーブなどの見通しの悪い場所、傾斜や路面に段差のある場所

運行日数、運行回数 算定根拠資料

○運行日 毎週月曜、水曜、金曜 ※祝日、年末年始(12/29~1/3)は運休とする。

○運行日数 146日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数

	運行日数	×	回数/日	=	運行回数
・精明西コース	146	×	2	=	292 回
・精明東コース	146	×	2	=	292回
・加治コース	146	×	4	=	584 回

■運行日カレンダー(令和4年10月~令和5年9月)

年	月	日	月	火	水	木	金	土	日	運行日数
令和4年	10月	2	3	4	5	6	7	8	1	12
		9	10	11	12	13	14	15	2	
		16	17	18	19	20	21	22	3	
11月	11月	6	7	1	2	3	4	5	1	12
		13	14	8	9	10	11	12	2	
		20	21	15	16	17	18	19	3	
12月	12月	27	28	22	23	24	25	26	4	12
		4	5	29	30	1	2	3	5	
		11	12	6	7	8	9	10	6	
令和5年	1月	18	19	13	14	15	16	17	7	12
		25	26	20	21	22	23	24	8	
		1	2	27	28	29	30	31	9	
2月	2月	8	9	3	4	5	6	7	1	11
		15	16	10	11	12	13	14	2	
		22	23	17	18	19	20	21	3	
3月	3月	29	30	24	25	26	27	28	4	12
		5	6	31	1	2	3	4	5	
		12	13	7	8	9	10	11	6	
4月	4月	19	20	14	15	16	17	18	7	12
		26	27	21	22	23	24	25	8	
		5	6	28	1	2	3	4	9	
5月	5月	12	13	6	7	8	9	10	10	12
		19	20	13	14	15	16	17	11	
		26	27	20	21	22	23	24	12	
6月	6月	3	4	27	28	29	30	31	13	13
		10	11	4	5	6	7	8	14	
		17	18	11	12	13	14	15	15	
7月	7月	24	25	18	19	20	21	22	16	12
		1	2	25	26	27	28	29	17	
		8	9	4	5	6	7	8	18	
8月	8月	15	16	9	10	11	12	13	19	12
		22	23	16	17	18	19	20	20	
		29	30	23	24	25	26	27	21	
9月	9月	5	6	30	31	1	2	3	22	12
		12	13	7	8	9	10	11	23	
		19	20	14	15	16	17	18	24	
10月	10月	26	27	21	22	23	24	25	25	14
		3	4	28	29	30	31	1	26	
		10	11	6	7	8	9	10	27	

※凡例 ... 運行日

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	往 18.0km 循環	146日	292回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	往 10.8km 循環	146日	292回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	往 16.0km 循環	146日	584回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統(飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往15.1km 復15.1km	30日	55回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 原市場地区行政センター系統(原市場01)	原市場地区行政センター	新寺	中沢	往11.1km 復11.1km	12日	36回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 新寺系統(原市場02)	新寺	堂西	中沢	往 7.3km 復 7.3km	30日	110回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(7) 小学校系統(南高麗01)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗小学校	間野黒指	往11.1km 復11.1km	20日	70回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—
	国際興業(株)	(8) 南高麗地区行政センター系統(南高麗02)	東飯能駅(駅前広場)	南高麗地区行政センター	間野黒指	往11.0km 復11.0km	12日	24回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の国際興業バス名郷線と東飯能駅(駅前広場)で接続する。	—

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

新（追加）

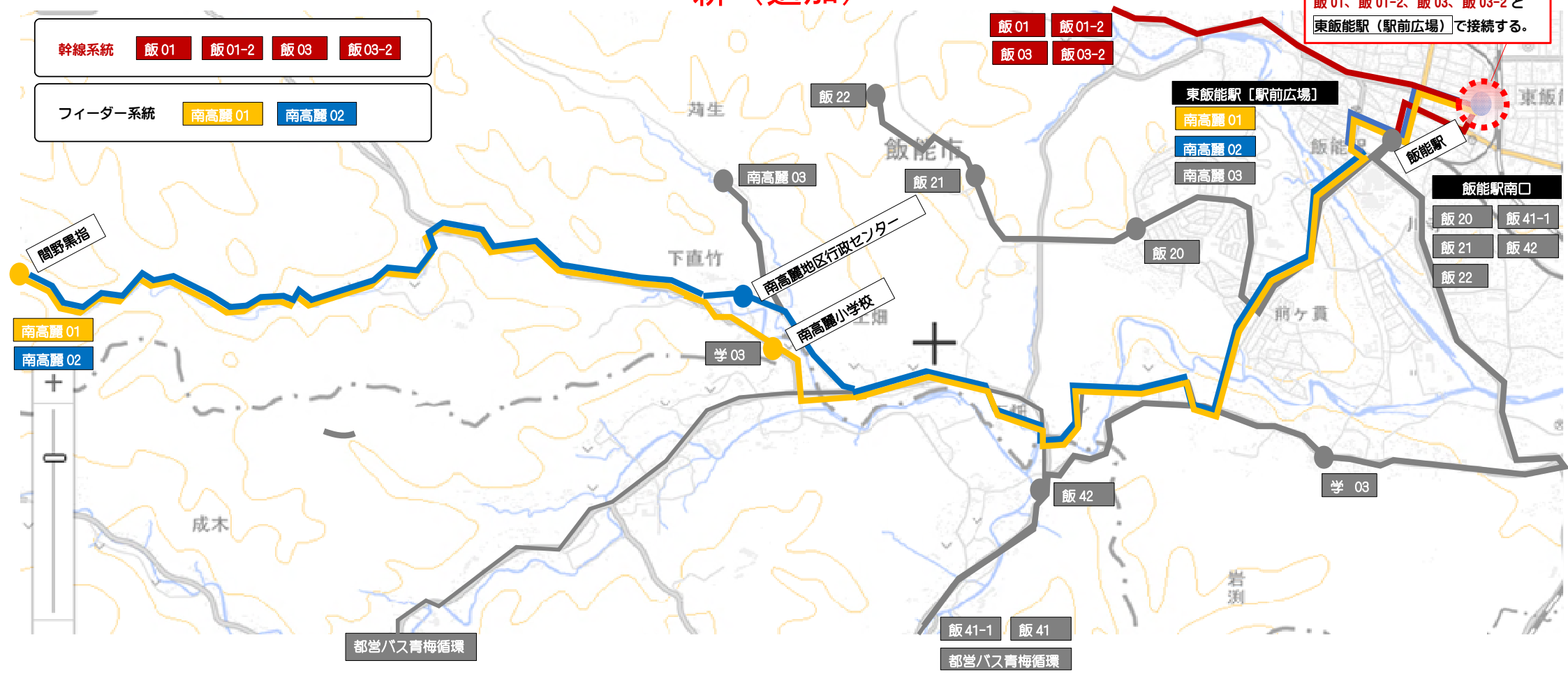


新（追加）

補助対象地域間幹線系統の
飯 01、飯 01-2、飯 03、飯 03-2と
東飯能駅（駅前広場）で接続する。

幹線系統 飯 01 飯 01-2 飯 03 飯 03-2

フィーダー系統 南高麗 01 南高麗 02



運行日数、運行回数 算定根拠資料 【飯能駅便(飯04)・新寺便(原市場02)】

○運行日 毎日 ※1/1は運休とする。

○運行日数(平日)

20

 日 ※以下の運行カレンダー参照

●運行日数(土休日)

10

 日 ※以下の運行カレンダー参照
30

○運行回数 飯04(平2、土休1.5)

●運行回数 原市場02(平3.5、土休3)

平日				土休日				合計
運行日数	回数	=		運行日数	回数	=		
20	2	=	40	10	1.5	=	15	55
20	4	=	80	10	3	=	30	110

■運行日カレンダー(令和5年9月)

令和5年 9月	日	月	火	水	木	金	土	運行日数	
								平日	土休日
	3	4	5	6	7	8	9	20	10
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		

※凡例

 ... 運行日(平日)
... 運行日(土休日)

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【原市場地区行政センター便(原市場01)・南高麗地区行政センター便(南高麗02)】

○運行日 毎週 月・水・金 原市場01:旧盆期間、土休日、1/1は運休とする。
南高麗02:土休日、1/1～1/3は運休とする。

○運行日数 12日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数		運行日数	×	回数	
	原市場01	12		3	36
	南高麗02	12		2	24

■運行日カレンダー(令和5年9月)

日	月	火	水	木	金	土	運行日数
3	4	5	6	7	8	9	12
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

※凡例 … 運行日

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【小学校便(南高麗01)】

○運行日 毎週 月～金 ※土休日、1/1～1/3は運休とする。

○運行日数 20 日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数 南高麗01 $\frac{\text{運行日数}}{\text{回数}} \times$ 20 \times 3.5 70

■運行日カレンダー(令和5年9月)

日	月	火	水	木	金	土	運行日数
令和5年 9月							
	3	4	5	6	7	8	1
	10	11	12	13	14	15	2
	17	18	19	20	21	22	9
	24	25	26	27	28	29	16
							23
							30
							20

※凡例 … 運行日

新 (追加)

時刻表 (上り)

平日

運行日	月～金		運行日は要確認		月・水・金のみ			月～金			
	飯04		学06	学04	原市場01			原市場02			
系統	飯能駅便		スクールバス		原市場地区行政センター便			新寺便			
行先	飯能駅		飯能第二小学校	原市場小学校	原市場地区行政センター (新寺経由)			新寺			
便目	①	②	※	※	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
車両	大型	大型	大型	大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン
1 中 沢	6:20	7:00	—	7:42	8:58	9:54	10:56	18:10	18:57	19:46	20:25
2 田中	6:20	7:00		7:42	8:58	9:54	10:56	18:10	18:57	19:46	20:25
3 戸丸	6:22	7:02		7:44	9:00	9:56	10:58	18:12	18:59	19:48	20:27
4 中藤 (青石橋)	6:25	7:05		7:47	9:02	9:58	11:00	18:14	19:01	19:50	20:29
5 中内	6:25	7:05		7:48	9:02	9:58	11:00	18:14	19:01	19:50	20:29
6 旭橋	6:26	7:06		7:49	9:03	9:59	11:01	18:15	19:02	19:51	20:30
7 清久橋	6:27	7:07		7:49	9:03	9:59	11:01	18:15	19:02	19:51	20:30
8 久根花	6:27	7:07		7:50	9:04	10:00	11:02	18:16	19:03	19:52	20:31
9 釣場	6:28	7:08		7:52	9:05	10:01	11:03	18:17	19:04	19:53	20:32
10 中郷	6:29	7:09		7:53	9:05	10:01	11:03	18:17	19:04	19:53	20:32
11 下郷	6:30	7:10		7:54	9:06	10:02	11:04	18:18	19:05	19:54	20:33
12 天神橋	6:30	7:10		7:56	9:06	10:02	11:04	18:18	19:05	19:54	20:33
13 種木橋	6:31	7:11		7:57	9:07	10:03	11:05	18:19	19:06	19:55	20:34
14 野ヶ崎	6:32	7:12		7:58	9:08	10:04	11:06	18:20	19:07	19:56	20:35
15 堂西	6:33	7:13	7:50	7:59	9:09	10:05	11:07	18:21	19:08	19:57	20:36
16 野口	6:33	7:13	7:50	7:59	9:10	10:06	11:08	18:22	19:09	19:58	20:37
17 新 寺	6:35	7:15	7:52	7:59	9:12	10:08	11:10	18:26	19:13	20:02	20:41
(飯能駅方面への乗換便)	(直通)	(直通)	▶8:10	▶8:10	▶9:24	▶10:20	▶11:18	▶18:34	▶19:52	—	▶21:08
18 尾長入口				8:01	9:12	10:08	11:10				
19 曲竹				8:01	9:13	10:09	11:11				
20 下赤工				8:01	9:14	10:10	11:12				
21 原市場小学校				8:06	9:15	10:11	11:13				
22 赤工					9:16	10:12	11:14				
23 エコス前					9:16	10:12	11:14				
24 上赤工					9:17	10:13	11:15				
25 畑中					9:18	10:14	11:16				
26 原市場中学校					9:19	10:15	11:17				
27 原市場					9:19	10:15	11:17				
28 原市場地区行政センター					9:22	10:18	11:20				
29 小瀬戸	6:36	7:16	7:54								
30 小瀬戸公民館	6:36	7:16	7:55								
31 飯能第二小学校	6:37	7:17	8:05								
32 久須美	6:38	7:18									
33 坂の上	6:39	7:19									
34 永田会館	6:41	7:21									
35 永田	6:41	7:21									
36 永田大杉	6:42	7:22									
37 本郷	6:43	7:23									
38 吾妻峡入口	6:43	7:23									
39 岩根橋	6:44	7:24									
40 市民会館・博物館	6:45	7:25									
41 飯能河原	6:47	7:27									
42 本町	6:48	7:28									
43 仲町	6:49	7:29									
44 中央通り	6:50	7:30									
45 東飯能駅	6:51	7:31	8:27	8:27	9:39	10:35	11:33	18:50	20:07	—	21:23
46 東飯能駅 (駅前広場)	—	—									
47 柳原	6:52	7:32									
48 車庫前	6:53	7:33									
49 飯能駅	7:00	7:40	8:38	8:38	9:49	10:45	11:43	18:59	20:13	—	21:29

「新寺」で飯能駅方面に乗り換えたときの到着時刻

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。運行予定は別紙のカレンダーをご確認ください。

時刻表(下り)

新(追加)

平日

運行日	月～金		月・水・金のみ			運行日は要確認			月～金			
	飯04		原市場01			学04	学06	学04	原市場02			
系統	飯能駅便		原市場地区行政センター便			スクールバス			新寺便			
行先	中沢 (新寺経由)		中沢 (新寺経由)			中沢 (新寺経由)	堂西 (新寺経由)	中沢 (新寺経由)	中沢			
便目	①	②	③	④	⑤	※	※	※	⑥	⑦	⑧	⑨
車両	大型	大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	大型	大型	大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン
1 飯能駅	6:24	7:07	—	—	11:25	14:25		15:28	17:14	18:14	18:57	19:48
2 車庫前	6:25	7:08										
3 柳原	6:26	7:09										
4 東飯能駅(駅前広場)	6:27	7:10			11:28	14:28		15:31	17:17	18:17	19:00	19:51
5 東飯能駅	6:27	7:10										
6 中央通り	6:28	7:11										
7 仲町	6:28	7:11										
8 本町	6:29	7:12										
9 飯能河原	6:29	7:12										
10 市民会館・博物館	6:30	7:13										
11 岩根橋	6:31	7:14										
12 吾妻峡入口	6:32	7:15										
13 本郷	6:32	7:15										
14 永田大杉	6:33	7:16										
15 永田	6:33	7:16										
16 永田会館	6:34	7:17										
17 坂の上	6:35	7:18										
18 久須美	6:35	7:18										
19 飯能第二小学校	6:36	7:19					15:00					
20 小瀬戸公民館	6:36	7:19					15:01					
21 小瀬戸	6:37	7:20					15:02					
22 原市場地区行政センター			9:25	10:22	11:40							
23 原市場			9:25	10:22	11:40							
24 原市場中学校			9:26	10:23	11:41							
25 畑中			9:27	10:24	11:42							
26 上赤工			9:28	10:25	11:43							
27 エコス前			9:28	10:25	11:43							
28 赤工			9:28	10:25	11:43							
29 原市場小学校			9:29	10:26	11:44	14:55		15:50				
30 下赤工			9:30	10:27	11:45	14:55		15:50				
31 曲竹			9:31	10:28	11:46	14:55		15:50				
32 尾長入口			9:31	10:28	11:46	14:57		15:52				
33 新寺	6:39	7:22	9:33	10:30	11:48	14:57	15:04	15:52	17:38	18:38	19:18	20:08
(飯能駅方面からの乗換便)	(直通)	(直通)	—	—	11:42	14:42	—	15:45	17:31	18:31	19:14	20:05
34 野口	6:39	7:22	9:33	10:30	11:48	14:57	15:05	15:52	17:38	18:38	19:18	20:08
35 堂西	6:40	7:23	9:34	10:31	11:49	14:58	15:15	15:53	17:39	18:39	19:19	20:09
36 野ヶ崎	6:41	7:24	9:35	10:32	11:50	14:59		15:54	17:40	18:40	19:20	20:10
37 種木橋	6:41	7:24	9:35	10:32	11:50	15:00		15:55	17:40	18:40	19:20	20:10
38 天神橋	6:42	7:25	9:36	10:33	11:51	15:01		15:56	17:41	18:41	19:21	20:11
39 下郷	6:43	7:26	9:37	10:34	11:52	15:03		15:58	17:42	18:42	19:22	20:12
40 中郷	6:44	7:27	9:38	10:35	11:53	15:04		15:59	17:43	18:43	19:23	20:13
41 釣場	6:45	7:28	9:39	10:36	11:54	15:05		16:00	17:44	18:44	19:24	20:14
42 久根花	6:46	7:29	9:40	10:37	11:55	15:07		16:02	17:45	18:45	19:25	20:15
43 清久橋	6:46	7:29	9:40	10:37	11:55	15:07		16:02	17:45	18:45	19:25	20:15
44 旭橋	6:48	7:31	9:41	10:38	11:56	15:08		16:03	17:46	18:46	19:26	20:16
45 中内	6:48	7:31	9:41	10:38	11:56	15:09		16:04	17:46	18:46	19:26	20:16
46 中藤(青石橋)	6:50	7:33	9:42	10:39	11:57	15:10		16:05	17:47	18:47	19:27	20:17
47 戸丸	6:52	7:35	9:44	10:41	11:59	15:13		16:08	17:49	18:49	19:29	20:19
48 田中	6:54	7:37	9:46	10:43	12:01	15:15		16:10	17:51	18:51	19:31	20:21
49 中沢	6:59	7:42	9:49	10:46	12:04	15:19		16:14	17:54	18:54	19:34	20:24

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。運行予定は別紙のカレンダーをご確認ください。

新（追加）

R5 (2023). 9. 1改正

時刻表（上り）

土休日

系統	飯能駅便		原市場地区行政センター便	新寺便				
	行先 便目 車両	飯能駅		新寺				
		① 大型		② 大型	③ ワゴン	④ ワゴン	⑤ ワゴン	
1	中 沢	7:00	9:00			17:06	17:56	18:43
2	田中	7:00	9:00			17:06	17:56	18:43
3	戸丸	7:02	9:02			17:08	17:58	18:45
4	中藤（青石橋）	7:04	9:04			17:10	18:00	18:47
5	中内	7:04	9:04			17:10	18:00	18:47
6	旭橋	7:05	9:05			17:11	18:01	18:48
7	清久橋	7:06	9:06			17:11	18:01	18:48
8	久根花	7:06	9:06			17:12	18:02	18:49
9	釣場	7:07	9:07			17:13	18:03	18:50
10	中郷	7:08	9:08			17:13	18:03	18:50
11	下郷	7:09	9:09			17:14	18:04	18:51
12	天神橋	7:09	9:09			17:14	18:04	18:51
13	種木橋	7:10	9:10			17:15	18:05	18:52
14	野ヶ崎	7:11	9:11			17:16	18:06	18:53
15	堂西	7:12	9:12			17:17	18:07	18:54
16	野口	7:12	9:12			17:18	18:08	18:55
17	新 寺	7:14	9:14			17:22	18:12	18:59
	（飯能駅方面への乗換便）	（直通）	（直通）			▶17:28	▶18:22	▶19:05
18	尾長入口							
19	曲竹							
20	下赤工							
21	原市場小学校							
22	赤工							
23	エコス前							
24	上赤工							
25	畑中							
26	原市場中学校							
27	原市場							
28	原市場地区行政センター							
29	小瀬戸	7:15	9:15					
30	小瀬戸公民館	7:15	9:15					
31	飯能第二小学校	7:16	9:16					
32	久須美	7:17	9:17					
33	坂の上	7:18	9:18					
34	永田会館	7:20	9:20					
35	永田	7:20	9:20					
36	永田大杉	7:21	9:21					
37	本郷	7:22	9:22					
38	吾妻峡入口	7:22	9:22					
39	岩根橋	7:23	9:23					
40	市民会館・博物館	7:24	9:24					
41	飯能河原	7:26	9:26					
42	本町	7:27	9:27					
43	仲町	7:28	9:28					
44	中央通り	7:29	9:29					
45	東飯能駅	7:30	9:30			17:44	18:37	19:20
46	東飯能駅（駅前広場）	-	-					
47	柳原	7:31	9:31					
48	車庫前	7:32	9:32					
49	飯能駅	7:37	9:37			17:53	18:46	19:25

「新寺」で飯能駅方面に
乗り換えたときの到着時刻

17:44	18:37	19:20
17:53	18:46	19:25

新（追加）

R5 (2023) . 9. 1改正

時刻表（下り）

土休日

系統	飯能駅便	原市場地区行政センター便	新寺便			
行先 便目 車両	中沢 (新寺経由) ① 大型	中沢 (新寺経由)		中沢		
			② ワゴン	③ ワゴン	④ ワゴン	
1 飯能駅	8:20		17:15 名郷	17:51 名栗車庫	18:53 名栗車庫	
2 車庫前	8:21			新寺での乗換便		
3 柳原	8:22					
4 東飯能駅（駅前広場）	8:23		17:18	17:54	18:56	
5 東飯能駅	8:23					
6 中央通り	8:24					
7 仲町	8:24					
8 本町	8:25					
9 飯能河原	8:26					
10 市民会館・博物館	8:27					
11 岩根橋	8:28					
12 吾妻峡入口	8:29					
13 本郷	8:30					
14 永田大杉	8:31					
15 永田	8:31					
16 永田会館	8:32					
17 坂の上	8:33					
18 久須美	8:33					
19 飯能第二小学校	8:34					
20 小瀬戸公民館	8:34					
21 小瀬戸	8:35					
22 原市場地区行政センター						
23 原市場						
24 原市場中学校						
25 畑中						
26 上赤工						
27 エコス前						
28 赤工						
29 原市場小学校						
30 下赤工						
31 曲竹						
32 尾長入口						
33 新寺	8:37		17:37	18:17	19:15	
(飯能駅方面からの乗換便)	(直通)		◀17:32	◀18:08	◀19:10	
34 野口	8:37		17:37	18:17	19:15	
35 堂西	8:38		17:38	18:18	19:16	
36 野ヶ崎	8:39		17:39	18:19	19:17	
37 種木橋	8:39		17:39	18:19	19:17	
38 天神橋	8:40		17:40	18:20	19:18	
39 下郷	8:41		17:41	18:21	19:19	
40 中郷	8:42		17:42	18:22	19:20	
41 釣場	8:43		17:43	18:23	19:21	
42 久根花	8:44		17:44	18:24	19:22	
43 清久橋	8:44		17:44	18:24	19:22	
44 旭橋	8:46		17:45	18:25	19:23	
45 中内	8:46		17:45	18:25	19:23	
46 中藤（青石橋）	8:48		17:46	18:26	19:24	
47 戸丸	8:50		17:48	18:28	19:26	
48 田中	8:52		17:50	18:30	19:28	
49 中沢	8:55		17:53	18:33	19:31	

時刻表(上り)

新(追加)

平日

運行日	月～金		月・水・金のみ				要確認※	月～金	要確認※	月～金
	南高麗01	南高麗01	南高麗03	南高麗02	南高麗02	南高麗03	学03	南高麗01	学02	南高麗01
系 統	小学校便	小学校便	苺生便	南高麗地区行政センター便	南高麗地区行政センター便	苺生便	スクールバス 岩淵方面	小学校便	スクールバス 岩淵方面	小学校便
行 先	東飯能駅	東飯能駅	東飯能駅	東飯能駅	東飯能駅	東飯能駅	前ヶ貫入口	東飯能駅	飯能駅	東飯能駅
便 目 車 両	① ワゴン	② ワゴン	③ ワゴン	④ ワゴン	⑤ ワゴン	⑥ ワゴン	※ 大型	⑦ ワゴン	※ 大型	⑧ ワゴン
苺生自治会館	—	—	9:58	—	—	13:47	—	—	—	—
南高麗地区行政センター	—	—	10:01	—	—	13:50	—	—	—	—
八坂橋	—	—	10:02	—	—	13:51	—	—	—	—
間野黒指	7:40	8:50	—	11:28	12:39	—	—	15:10	—	16:23
間野	7:42	8:52	—	11:30	12:41	—	—	15:12	—	16:25
下間野	7:43	8:53	—	11:31	12:42	—	—	15:13	—	16:26
弁天前	7:44	8:54	—	11:32	12:43	—	—	15:14	—	16:27
南高麗	7:45	8:55	—	11:33	12:44	—	—	15:15	—	16:28
申淵	7:46	8:56	—	11:34	12:45	—	—	15:16	—	16:29
八坂橋	7:47	8:57	—	—	—	—	—	15:17	—	16:30
南高麗小学校	7:48	8:58	10:03	—	—	13:52	15:00	15:18	16:00	16:31
成木一丁目四ツ角	7:49	8:59	10:04	—	—	13:53	—	15:19	—	16:32
畑の蔵	7:49	8:59	10:04	—	—	13:53	—	15:19	—	16:32
八坂橋(スクールバス)	—	—	—	—	—	—	15:00	—	16:00	—
南高麗地区行政センター	—	—	—	11:36	12:47	—	15:00	—	16:00	—
上畑	7:50	9:00	10:05	11:37	12:48	13:54	15:03	15:20	16:03	16:33
下畑	7:51	9:01	10:06	11:38	12:49	13:55	15:04	15:21	16:04	16:34
飯能リハビリ館	7:53	9:03	10:08	11:40	12:51	13:57	—	15:23	—	16:36
東下畑	7:55	9:05	10:10	11:42	12:53	13:59	15:05	15:25	16:05	16:38
住宅前	7:56	9:06	10:11	11:43	12:54	14:00	15:06	15:26	16:06	16:39
尾根下	7:57	9:07	10:12	11:44	12:55	14:01	15:07	15:27	16:07	16:40
岩淵	—	—	—	—	—	—	15:08	—	16:08	—
前ヶ貫入口	—	—	—	—	—	—	15:09	—	16:09	—
みどり橋	7:58	9:08	10:13	11:45	12:56	14:02	—	15:28	—	16:41
アルプス美杉台店	7:58	9:08	10:13	11:45	12:56	14:02	—	15:28	—	16:41
飯能駅	8:05	9:15	10:20	11:52	13:03	14:09	—	15:35	16:19	16:48
東飯能駅(駅前広場)	8:10	9:20	10:25	11:57	13:08	14:14	—	15:40	—	16:53

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。運行予定は別紙のカレンダーをご確認ください。

時刻表(下り)

新(追加)

平日

運行日	要確認※	月～金	月・水・金のみ				月～金	
系 統	学03	南高麗01	南高麗03	南高麗02	南高麗02	南高麗03	南高麗01	南高麗01
	スクールバス	小学校便	苅生便	南高麗地区行政センター便	南高麗地区行政センター便	苅生便	小学校便	小学校便
行 先	南高麗小学校	間野黒指	苅生自治会館	間野黒指	間野黒指	苅生自治会館	間野黒指	間野黒指
便 目	※	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
車 両	大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン
東飯能駅(駅前広場)	—	8:15	9:27	10:54	12:05	13:16	14:35	15:48
飯能駅	7:25	8:18	9:30	10:57	12:08	13:19	14:38	15:51
アルプス美杉台店	—	8:23	9:35	11:02	12:13	13:24	14:43	15:56
前ヶ貫入口	7:35	—	—	—	—	—	—	—
岩淵	7:36	—	—	—	—	—	—	—
みどり橋	—	8:23	9:35	11:02	12:13	13:24	14:43	15:56
尾根下	7:37	8:24	9:36	11:03	12:14	13:25	14:44	15:57
住宅前	7:38	8:25	9:37	11:04	12:15	13:26	14:45	15:58
東下畑	7:40	8:26	9:38	11:05	12:16	13:27	14:46	15:59
飯能リハビリ館	—	8:29	9:41	11:08	12:19	13:30	14:49	16:02
下畑	7:41	8:30	9:42	11:09	12:20	13:31	14:50	16:03
上畑	7:42	8:31	9:43	11:10	12:21	13:32	14:51	16:04
畑の蔵	—	8:32	9:44	—	—	13:33	14:52	16:05
成木一丁目四ツ角	7:43	8:33	9:45	—	—	13:34	14:53	16:06
南高麗小学校	7:44	8:34	9:46	—	—	13:35	14:54	16:07
八坂橋	—	—	9:47	—	—	13:36	—	—
南高麗地区行政センター	—	—	9:49	11:12	12:23	13:38	—	—
苅生自治会館	—	—	9:54	—	—	13:43	—	—
八坂橋	—	8:35	—	—	—	—	14:55	16:08
申淵	—	8:37	—	11:15	12:26	—	14:57	16:10
南高麗	—	8:38	—	11:16	12:27	—	14:58	16:11
弁天前	—	8:39	—	11:17	12:28	—	14:59	16:12
下間野	—	8:40	—	11:18	12:29	—	15:00	16:13
間野	—	8:41	—	11:19	12:30	—	15:01	16:14
間野黒指	—	8:45	—	11:23	12:34	—	15:05	16:18

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。運行予定は別紙のカレンダーをご確認ください。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯能市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,287
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
飯能市地域公共交通計画	令和4年1月21日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯能市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,287
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2次飯能市地域公共交通計画	令和5年3月31日	
飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画	令和5年3月31日	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

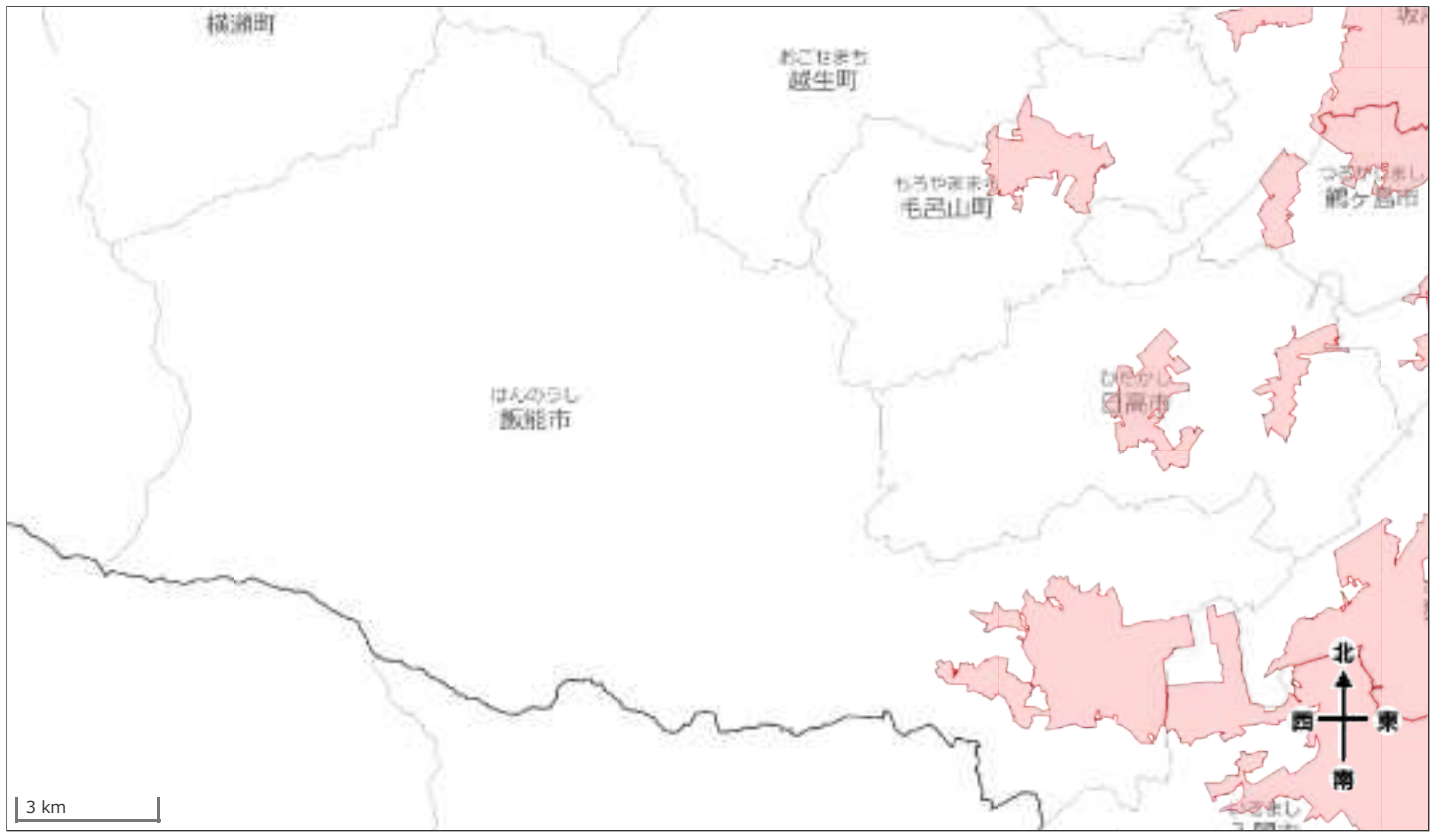


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
飯能市	国際興業(株)	1	原市場地区行政センター系統(原市場01)	小型車両	—	非標準仕様	14	令和5年11月	○	一括	
			(6) 新寺系統(原市場02)								
			(7) 小学校系統(南高麗01)								
			南高麗地区行政センター系統(南高麗02)								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。